

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 21 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(取扱会員としての指定の取消し)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。</p> <p>1～10 (現行どおり)</p> <p><u>10の2 株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。)による取得</u> <u>特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。)がグリーンシート銘柄等の発行会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合</u></p> <p>11～14 (現行どおり)</p> <p>6～8 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>(取扱会員としての指定の取消し)</p> <p>第 36 条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。</p> <p>1～10 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>11～14 (省 略)</p> <p>6～8 (省 略)</p>

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 21 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧								
<p>別 表 I. エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</p> <p>第3条及び第4条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">報告事象欄</th> <th style="text-align: center;">軽微基準欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) (現行どおり) (39) <u>全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)</u>の全部の取得 (40) <u>株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。)</u>に係る承認又は不承認 (41) (1)から(40)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) (現行どおり) (14)の2 <u>特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)</u>が当該発行会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（金商法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。 (15)～(26) (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は</p> </td> <td style="width: 100%;"></td> </tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	<p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) (現行どおり) (39) <u>全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)</u>の全部の取得 (40) <u>株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。)</u>に係る承認又は不承認 (41) (1)から(40)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) (現行どおり) (14)の2 <u>特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)</u>が当該発行会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（金商法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。 (15)～(26) (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は</p>		<p>別 表 I. エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</p> <p>第3条及び第4条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">報告事象欄</th> <th style="text-align: center;">軽微基準欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) (省 略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(39) (1)から(38)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) (省 略) (新 設)</p> <p>(15)～(26) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は</p> </td> <td style="width: 100%;"></td> </tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	<p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) (省 略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(39) (1)から(38)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) (省 略) (新 設)</p> <p>(15)～(26) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は</p>	
報告事象欄	軽微基準欄								
<p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) (現行どおり) (39) <u>全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)</u>の全部の取得 (40) <u>株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。)</u>に係る承認又は不承認 (41) (1)から(40)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) (現行どおり) (14)の2 <u>特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)</u>が当該発行会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（金商法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。 (15)～(26) (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は</p>									
報告事象欄	軽微基準欄								
<p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) (省 略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(39) (1)から(38)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) (省 略) (新 設)</p> <p>(15)～(26) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は</p>									

新	旧
<p>連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合。なお、事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況（次の(1)から(4)までに掲げる事項をいう。）について、併せて開示しなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当該発行会社と当該発行会社の社外取締役（<u>会社法第2条第15号</u>に規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（<u>会社法第2条第16号</u>に規定する社外監査役をいう。）の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要</p> <p>(3)・(4) (現行どおり)</p> <p>5～11 (現行どおり)</p>	<p>連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合。なお、事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況（次の(1)から(4)までに掲げる事項をいう。）について、併せて開示しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該発行会社と当該発行会社の社外取締役（<u>会社法第911条第3項第21号</u>に規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（<u>会社法第335条第3項</u>に規定する社外監査役をいう。）の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>5～11 (省 略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>この改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。</p>	